規

則

目

次

〇岩堂沢ダム管理規則

〇二ツ石ダム管理規則

一ツ石ダム管理規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第四十五号

二ツ石ダム管理規則

第一章 総則 (第一条 - 第三条)

第二節 第一節 水位及び貯水 (第四条 - 第九条) 取水及び放流 (第十条 - 第十六条)

貯水、取水又は放流に関する事項

ゲートの操作(第十七条・第十八条)

点検及び整備に関する事項 (第十九条)

第五章 緊急事態における措置に関する事項 (第二十条 - 第二十五条)

第六章 観測及び調査に関する事項 (第二十六条 - 第二十八条)

第七章 雑則 (第二十九条)

(1)

第一章

水曜日 宮 城 目次

規

則

同

(農村振興課)

3

ページ

2 二ツ石ダム管理事務所に、河川法第五十条第一項に規定する管理主任技術者一人を置くものとす

前項の管理主任技術者は、河川法及びこれに基づく命令並びに条例及びこの規則の定めるところ

により、ダムの管理に関する事務を誠実に行わなければならない (定めのない事項についての措置)

第三条 所長は、この規則に定めのない事項を措置しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得 なければならない。 ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限り

その後の措置について知事の指示を受けなければならない 所長は、前項ただし書の規定により措置した場合は、速やかに知事にその旨を報告するとともに、

第二章 貯水、取水又は放流に関する事項

第一節 水位及び貯水

(洪水)

第四条 洪水とは、流水のダムへの流入量(以下「流入量」という。) が、毎秒四十八立方メートル 以上である場合における当該流水をいう。

(貯水位の算定方法)

第五条 ダムの貯水池の水位 (以下「貯水位」という。) は、貯水池水位観測所の水位計の測定結果 に基づき算定するものとする。

(常時満水位及び貯留の最高限度)

第六条 ダムの貯水池の常時満水位は、標高二百三十九・〇メートルとし、ダムの貯水池の流水の貯

留は、洪水により貯水位が自然に上昇する場合を除き、これを超えて行ってはならない

( 最低水位)

第七条 ダムの貯水池の最低水位は、標高二百六・三メートルとし、ダムの補修その他特に必要とす

(趣旨)

第一条 二ツ石ダム (管理棟、電気設備、 通信施設その他附帯施設を含む。以下「ダム」という。)

行

下「条例」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる の維持、操作その他の管理に関しては、農業用ダム管理条例(平成十年宮城県条例第三十五号。

(管理の遂行)

第二条 二ツ石ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、

河川法 (昭和三十九年法律第百六十

七号)及びこれに基づく命令並びに条例及びこの規則の定めるところによりダムを管理するものと

宮

城 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (每週火,金曜日発行)

報

る場合を除き、

第八条所長は、 よう努めるものとする かんがい用水を確保するため、 貯水位をこれより低下させてはならない。 毎年四月二十六日までに貯水位が常時満水位になる

(かんがい用水の供給のための利用

第九条 かんがい用水の供給は、標高二百六・三メートルから二百三十九・〇メートルまでの容量九 百七十万立方メートルを利用して行うものとする。

第二節 取水及び放流

(かんがい用水の取水)

第十条 所長は、かんがい期間 (毎年四月二十六日から九月五日までの期間をいう。以下同じ。)に 水しなければならない。 おいて、気象、水象及び受益地のかんがいの状況を考慮して、かんがいに必要な水量をダムから取

2 困難な場合は、知事にその旨を報告し、その指示を受けて適切な措置を執らなければならない。 (最大取水量等) 所長は、かんがい期間において、異常な渇水等により、かんがいに必要な水量を取水することが

第十一条 かんがい用水の供給のためのダムからの取水量及び注水量は、次の表の上欄に掲げる期間 に応じ、それぞれ同表の下欄に定める最大取水量及び最大注水量を限度とする。

毎秒〇・二四三立方メートル	九月六日から翌年四月二十五日まで(非かんがい期)
毎秒三・七一二立方メートル	五月十一日から九月五日まで(普通期)
毎秒七・八〇一立方メートル	四月二十六日から五月十日まで(代かき期)
最大取水量及び最大注水量	期間

2 トルを限度とする かんがい用水の供給のために一年間にダムから取水及び注水する量は、千八百三十七万立方メー

(流水の貯留の条件)

第十二条 ダムの貯水池の流水の貯留は、次の表の上欄に掲げるすべての基準地点における河川流量 が、それぞれ同表の下欄に掲げる流量を超える場合に限り、行うものとする。

7	를	外	第
		基	
		準	
		地	ļ
		点	
	_		
		: 7:	
		流	,
		量	

野田橋地点(鳴瀬川)	毎秒七・○立方メートル
二ツ石ダム地点 (二ツ石川)	毎秒○・一九一立方メートル

の下欄に掲げる流量を超える部分のうち最も小さいものの範囲内において行うものとする。 前項の規定による貯留は、前項の表の上欄に掲げる基準地点における河川流量が、それぞれ同表

2

(ダムの放流管から放流することができる場合)

第十三条 ダムの放流管からの放流は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる

- 第六条の規定を遵守するため必要があるとき
- 第十一条第一項の規定による取水及び注水をするとき。
- Ξ あるとき。 前条第一項の表の上欄に掲げる基準地点における河川流量を流入量の範囲内で確保する必要が

ダムの点検又は整備のため必要があるとき。

四

五 その他やむを得ない理由があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法

第十四条 及び放流量を増減して、下流の水位に急激な変動が生じないようにしなければならない。 所長は、ダムの放流管から放流を行う場合は、別に定めるところにより、放流を開始し、

(ダム放流の際の関係機関に対する通知)

第十五条 う。) により、下流の水位が急激に上昇するおそれがある場合は、ダム放流が開始される時の一時 間前までに関係機関に対し通知するものとする。 所長は、ダムの洪水吐きからの越流又はダムの放流管からの放流 (以下「ダム放流」とい

(ダム放流の際の一般に周知させるための措置)

第十六条 ところにより、一般に周知させるための措置を行うものとする。 所長は、 ダム放流により、下流の水位が急激に上昇するおそれがある場合は、別に定める

第三章 ゲートの操作

(ダムの取水ゲートの操作)

第十七条 ダムの取水ゲートは、取水の必要に応じて開閉し、貯水位面付近にある水を取水するよう その他特に支障がある場合は、この限りでない に操作するものとする。ただし、貯水位面付近にある水を取水することが下流に影響を及ぼす場合

(ダムの放流管ゲートの操作)

(点検及び整備)

第十八条

ダムの放流管ゲートは、

第十三条の規定により放流する場合又はダムの放流管の点検若し

くは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第四章 点検及び整備に関する事項

第十九条 所長は、ダム及びダムの管理上必要な機械、器具及び資材を定期的に、又は時宜に応じて

点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態を維持しなければならない。

2

にしなければならない。

第五章 緊急事態における措置に関する事項

したときは、速やかに、別に定める点検を行い、ダムに関する異常な状態が早期に発見されるよう

所長は、洪水、地震その他これらに類する異常な自然現象であってダムに影響が及ぶものが発生

宮

公

(洪水警戒体制時における措置)

報

(洪水警戒体制)

第二十条 所長は、洪水が発生するおそれがあるときは、別に定めるところにより、洪水警戒体制を 執らなければならない

第二十一条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、次に掲げる措置を執らなけれ

ばならない。

県

別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに気象情報の的確かつ迅速な収

二 別に定めるダムの設備の点検及び整備

兀 Ξ ダムの操作に関する記録の作成 その他ダムの管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第二十二条 所長は、洪水時において、別に定める必要な措置を執らなければならない。

(地震発生後のダムの臨時点検及び報告)

検後速やかに、関係機関に対し報告をしなければならない

第二十三条 所長は、地震が発生した後は、別に定めるところにより、直ちに必要な点検を行い、

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第二十四条 所長は、ダムに関する異常かつ重大な状態が発見された場合は、別に定める関係機関に

対しその旨を報告しなければならない。

洪水警戒体制の解除

(3) 第二十五条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しな

所長は、洪水警戒体制を解除したときは、 別に定める関係機関に対し通知しなければならない。

第六章 観測及び調査に関する事項

(気象及び水象の観測)

第二十六条 所長は、ダムを適正に管理するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

前項の規定により観測を行う事項は、別に定める。

(ダムの状況の観測及び測定)

第二十七条 所長は、ダムを適正に管理するため、ダムの状況について必要な観測及び測定を行わな

ければならない。

前項の規定による観測及び測定を行う事項は、

別に定める。

(記録)

第二十八条 所長は、 第十九条の規定による点検又は整備に関する事項その他別に定める事項を記録

しておかなければならない。

(細則)

第七章 雑則

第二十九条(この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

岩堂沢ダム管理規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第四十六号

岩堂沢ダム管理規則

目次

点

第一章 総則 (第一条 - 第三条)

第二章 貯水、取水又は放流に関する事項

第一節 水位及び貯水 (第四条 - 第九条)

第二節 取水及び放流 (第十条 - 第十六条)

ゲートの操作 (第十七条・第十八条)

第四章 点検及び整備に関する事項 (第十九条) 第三章

ければならない

2

第五章

第六章

観測及び調査に関する事項 (第二十六条 - 第二十八条)

緊急事態における措置に関する事項 (第二十条 - 第二十五条)

第七章

雑則 (第二十九条)

第一章

2 岩堂沢ダム管理事務所に、河川法第五十条第一項に規定する管理主任技術者一人を置くものとす

県 公

報

第二条 岩堂沢ダム管理事務所長 (以下「所長」という。) は、河川法 (昭和三十九年法律第百六十

七号)及びこれに基づく命令並びに条例及びこの規則の定めるところによりダムを管理するものと

下「条例」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(管理の遂行)

により、ダムの管理に関する事務を誠実に行わなければならない

(定めのない事項についての措置)

3 前項の管理主任技術者は、河川法及びこれに基づく命令並びに条例及びこの規則の定めるところ

第三条 所長は、この規則に定めのない事項を措置しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得 なければならない。 ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限り

その後の措置について知事の指示を受けなければならない 所長は、前項ただし書の規定により措置した場合は、速やかに知事にその旨を報告するとともに、

2

第二章 貯水、取水又は放流に関する事項

第一節 水位及び貯水

(洪水)

第四条 洪水とは、流水のダムへの流入量(以下「流入量」という。)が、毎秒四十四立方メートル 以上である場合における当該流水をいう。

( 貯水位の算定方法

第五条 ダムの貯水池の水位 (以下「貯水位」という。) は、貯水池水位観測所の水位計の測定結果 に基づき算定するものとする。

(常時満水位及び貯留の最高限度)

第六条 ダムの貯水池の常時満水位は、標高四百七・五メートルとし、ダムの貯水池の流水の貯留は、 洪水により貯水位が自然に上昇する場合を除き、これを超えて行ってはならない

第七条 ダムの貯水池の最低水位は、 とする場合を除き、貯水位をこれより低下させてはならない 標高三百六十八・五メートルとし、ダムの補修その他特に必要

(貯水)

第一条 岩堂沢ダム (管理棟、電気設備、通信施設その他附帯施設を含む。以下「ダム」という。)

の維持、操作その他の管理に関しては、農業用ダム管理条例(平成十年宮城県条例第三十五号。以

第八条 所長は、かんがい用水を確保するため、毎年四月二十六日までに貯水位が常時満水位になる

よう努めるものとする

(かんがい用水の供給のための利用)

第九条 かんがい用水の供給は、標高三百六十八・五メートルから四百七・五メートルまでの容量千 三百万立方メートルを利用して行うものとする。

第二節 取水及び放流

(かんがい用水の取水)

第十条 所長は、かんがい期間 (毎年四月二十六日から九月五日までの期間をいう。以下同じ。) に おいて、気象、水象及び受益地のかんがいの状況を考慮して、かんがいに必要な水量をダムから取 水しなければならない。

困難な場合は、知事にその旨を報告し、その指示を受けて適切な措置を執らなければならない。 (最大取水量等) 所長は、かんがい期間において、異常な渇水等により、かんがいに必要な水量を取水することが

第十一条 かんがい用水の供給のためのダムからの取水量及び注水量は、次の表の上欄に掲げる期間 に応じ、それぞれ同表の下欄に定める最大取水量及び最大注水量を限度とする

期間	最大取水量及び最大注水量
四月二十六日から五月十日まで(代かき期)	毎秒八・五四八立方メートル
五月十一日から九月五日まで (普通期)	毎秒四・九八八立方メートル

2 トルを限度とする。 かんがい用水の供給のために一年間にダムから取水及び注水する量は、千三百六十五万立方メー

(流水の貯留の条件等)

涌谷流量観測所(江合川)	荒雄流量観測所 ( 江合川 )	末沢流量観測所 ( 江合川 )	ダム地点 (岩堂沢)	基地	<b>基</b>
毎秒三・○立方メートル	トル 毎秒三・○立方メー 毎秒二・○立方メートル	サートル メートル 毎秒十一・○立方	毎秒〇・一〇一立方メートル	五月一日から五月三 六月一日から九月五 日まで	基準河川流量
トル 毎秒二・○立方メー	ル	与砂五・○立方メー ・○立方メー		四月三十日まで 九月六日から翌年の	量

- 2 の下欄に掲げる基準河川流量を超える部分のうち最も小さいものの範囲内において行うものとす 前項の規定による貯留は、前項の表の上欄に掲げる基準地点における河川流量が、それぞれ同表
- 3 (ダムの放流管から放流することができる場合) 第一項の規定による貯留は、毎年十月十六日から十一月五日までの間は、行わないものとする。

第十三条 ダムの放流管からの放流は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる

ものとする。

第六条の規定を遵守するため必要があるとき

宮

- 二 第十一条第一項の規定による取水及び注水をするとき。
- 前条第一項の表の上欄に掲げる基準地点における河川流量を流入量の範囲内で確保する必要が

兀 ダムの点検又は整備のため必要があるとき。

五 その他やむを得ない理由があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第十四条 所長は、ダムの放流管から放流を行う場合は、別に定めるところにより、放流を開始し、 及び放流量を増減して、下流の水位に急激な変動が生じないようにしなければならない

(ダム放流の際の関係機関に対する通知)

第十五条 所長は、ダムの洪水吐きからの越流又はダムの放流管からの放流(以下「ダム放流」とい う。) により、下流の水位が急激に上昇するおそれがある場合は、ダム放流が開始される時の一時

(5)

間前までに関係機関に対し通知するものとする

(ダム放流の際の一般に周知させるための措置)

第十六条 所長は、ダム放流により、下流の水位が急激に上昇するおそれがある場合は、別に定める ところにより、一般に周知させるための措置を行うものとする。

第三章 ゲートの操作

(ダムの取水ゲートの操作)

第十七条 ダムの取水ゲートは、取水の必要に応じて開閉し、貯水位面付近にある水を取水するよう その他特に支障がある場合は、この限りでない に操作するものとする。ただし、貯水位面付近にある水を取水することが下流に影響を及ぼす場合 (ダムの放流管ゲートの操作)

第十八条ダムの放流管ゲートは、 くは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない 第十三条の規定により放流する場合又はダムの放流管の点検若し

第四章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第十九条 所長は、ダム及びダムの管理上必要な機械、器具及び資材を定期的に、又は時宜に応じて

点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態を維持しなければならない。

したときは、速やかに、別に定める点検を行い、ダムに関する異常な状態が早期に発見されるよう 所長は、洪水、地震その他これらに類する異常な自然現象であってダムに影響が及ぶものが発生

第五章 緊急事態における措置に関する事項

にしなければならない。

(洪水警戒体制)

第二十条 所長は、洪水が発生するおそれがあるときは、別に定めるところにより、洪水警戒体制を 執らなければならない

(洪水警戒体制時における措置)

第二十一条 所長は、 ばならない。 前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、次に掲げる措置を執らなけれ

別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに気象情報の的確かつ迅速な収

- 別に定めるダムの設備の点検及び整備
- Ξ ダムの操作に関する記録の作成

兀 その他ダムの管理上必要な措置 号外第19号 平成22年3月31日 水曜日 宮 城 県 公 報 (6) 第二十八条 所長は、第十九条の規定による点検又は整備に関する事項その他別に定める事項を記録 2 第二十七条 所長は、ダムを適正に管理するため、ダムの状況について必要な観測及び測定を行わな 2 第二十六条 所長は、ダムを適正に管理するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。 2 第二十九条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。 第二十五条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しな 第二十四条 所長は、ダムに関する異常かつ重大な状態が発見された場合は、別に定める関係機関に 第二十三条 所長は、地震が発生した後は、別に定めるところにより、直ちに必要な点検を行い、 第二十二条 所長は、洪水時において、別に定める必要な措置を執らなければならない。 検後速やかに、関係機関に対し報告をしなければならない。 ければならない。 対しその旨を報告しなければならない。 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。 しておかなければならない。 ければならない。 (記録) (気象及び水象の観測) (ダムの状況の観測及び測定) (異常かつ重大な状態に関する報告) (地震発生後のダムの臨時点検及び報告) (洪水警戒体制の解除) (細則) 前項の規定により観測を行う事項は、別に定める。 洪水時における措置) 前項の規定による観測及び測定を行う事項は、別に定める。 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、 第七章 第六章 観測及び調査に関する事項 則 雑則 別に定める関係機関に対し通知しなければならない。